

日本スポーツ法学会 会報 第41号

2013年(平成25年)6月20日

日本スポーツ法学会事務局

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目3番3号

柏原ビル2階 京橋法律事務所内

TEL:03-3548-2073 FAX:03-3548-2071

E-MAIL:qshirai@shirai-law.gr.jp

WEB〈<http://jsla.gr.jp>〉

発行人 浦川道太郎

編集人 白井久明

第20回 大会報告

2012年12月15日(土)、第20回大会が早稲田大学9号館で開催された。午前は2会場で計9題の自由研究発表が行われ、午後は総会、基調講演及びシンポジウムが開催された。今大会は、ロンドン五輪でのバドミントン競技の無気力試合に代表される競技スポーツにおける"Integrity"に注目し、「法的観点から見た競技スポーツのIntegrity～八百長、無気力試合とその対策を中心に～」というテーマが設定された。

基調講演は、菊幸一氏(筑波大学教授)より「競技スポーツにおけるIntegrityとは何か～八百長、無気力試合とフェアネス～」をテーマに行われた。まず、歴史社会学的アプローチからIntegrityを捉えると、Integrityは自動的に個人に内面化しているわけではなく、人間相互の歴史的、関係的営みの中で形成されてきたものであり、当該社会にとって必要とされた社会的・近代的性格を持つものだと指摘された。次に、Integrityをfairnessに例え、その成立した経緯についてと近代スポーツとIntegrityの関係について説明された。前者については、17世紀に起きた産業革命で台頭した中産階級にとって自由競争の結果が最も重要で、その自由の保障の前提として生まれたのがfairnessで

あり、それは自由主義に組み込まれた内面化された精神として昇華し、中産階級の社会的性格になったということであった。後者については、中産階級の子弟が通うパブリックスクールでは暴力的な生徒たちにスポーツを通して自治の育成を取り組ませることでIntegrityを習慣化させ、結果的に

それを獲得した人間がエリートとしての資質や能力を獲得していったということであった。また、近代スポーツにおいて真剣な賭けが、fairnessを育てたという考えも存在すると指摘された。

続いて、近代スポーツでは、大衆化や高度化に伴ってナショナリズムの高揚という政治化やコマーシャリズムの浸透という経済化が進んでおり、いずれもスポーツの手段化によるスポーツそれ自体の社会的価値等の喪失につながる可能性があること、現代スポーツでは勝利の追求と社会的品位の相反することが求められること、競技スポーツでは尊敬と非難という二律背反的価値を抱え込んでいることが指摘された。

最後に、エリートアスリートの育成のあり方、スポーツ界の教育モデルの再構築、競技スポーツにおけるコマーシャリズムからプロフェッショナリズムへの改革といったように、競技スポーツにおけるIntegrityの社会的性格を改めて考えることが重要であると指摘された。

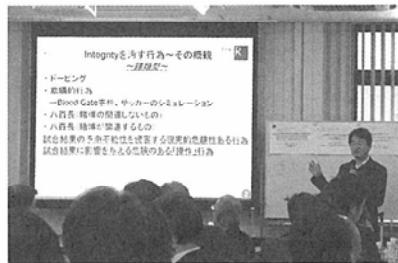
シンポジウムでは、山崎卓也会員(弁護士)が司会を務め、パネラーとして望月浩一郎会員(弁護士)、杉原海太氏(アジアサッカー連盟)及び松本泰介会員(弁護士)が登壇した。まず、山崎会員がIntegrity問題における法的な論点を整理し、国際的な傾向について解説した。具体的には、ドーピング、八百長、無気力試合・故意的敗退行為等について説明され、今後スポーツ法関係者がIntegrity違反行為の中で規制すべき行為を類型化してまとめていく必要があると指摘された。



基調講演 菊幸一氏



浦川道太郎会長



シンポジウム 山崎卓也氏

望月会員は、昨今問題となっている大相撲の八百長について、八百長の歴史や種類等を含む八百長の背景について報告され、今後の八百長の防止対策として、監察委員会の機能強化等を提言された。

杉原氏は、Integrity実現に向けた競技団体レベルの取り組みについて、具体的には、アジアサッカー連盟が傘下のサッカー協会に対して実施しているリーグ運



シンポジウム 杉原海太氏

松本会員は、Integrity実現に向けた競技者レベルの取り組みについて、特にプロ野球や大相撲等の日本のプロスポーツにおける暴力団排除宣言の取り組みや実際の活動内容について説明された。また、最近の傾向として、選手自身が関わる不正行為を防止するために、暴力団排除の取り組みが活発になっていると指摘された。

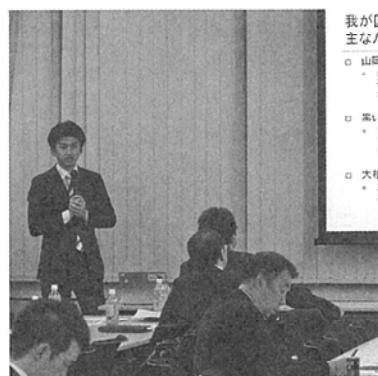
各パネラー報告に引き続き、基調講演者の菊氏も加わり、討論が行われた。具体的には、Integrityや八百長の定義、Integrityを守るためにの対策、競技団体の組織運営の方法等について活発な議論がなされた。

Integrityは、国や時代によって捉え方が様々である。だからこそ、スポーツ法関係者が関わって明確な定義をして、スポーツ界に法の支配を実現していく努力をしていかなければならない。その点において、当学会の果たす役割は大きく、更に歩を進めていかなければならないことが確認された意義のある大会であった。

(武田丈太郎 記)



シンポジウム 望月浩一郎氏



シンポジウム 松本泰介氏

「アスリートの尊厳を守るためのシンポジウム」報告

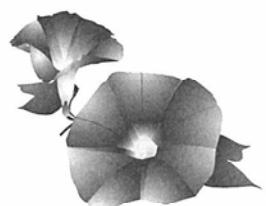
「アスリートの尊厳を守るためのシンポジウム」が、平成25年2月19日、参議院議員会館1階講堂で本学会の主催により開催された。当日の参加者は220名ほどであった。

初めに、伊東卓氏（弁護士）による基調講演「スポーツ基本法の概要とこれからの課題」が行われ、このなかで、「アスリートの尊厳を守るためには、スポーツ団体から独立した第三者機関の設置が必要である」等の提言が行われた。

次に、馳浩氏（衆議院議員・超党派スポーツ議員連盟 事務局長）、鈴木寛氏（参議院議員・超党派スポーツ議員連盟 幹事長）、杉浦久弘氏（文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課長）、河野一郎氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長）、為末大氏（一般社団法人アスリートソサエティ代表理事）、セルジオ越後氏（サッカー解説者）、望月浩一郎氏（本学会理事・弁護士）の7名をパネラーに向かえ、パネルディスカッションが行われた。まずは各パネラーから、スポーツの現場で起きている様々な問題やその原因、それらに対する対応策などについて意見が述べられた。次に、司会の境田正樹氏（弁護士）より、第三者機関を設置する場合の様々な論点について説明が行われ、それをもとにパネラー間の見交換が行われた。その後、会場の関塚隆氏（U23サッカー日本代表前監督）から指定発言が行われたのち、日本スポーツ仲裁機構顧問で本学会理事の菅原哲朗氏より同機構道垣内機構長の提言についての紹介が行われ、さらに、JOC専務理事市原則之氏、日本体育協会専務理事岡崎助一氏、日本障害者スポーツ協会事務局長中森邦男氏らが各スポーツ団体を代表して発言された。

最後に鈴木寛氏から、「本日の議論を踏まえ、明日の超党派スポーツ議員連盟では、（独）日本スポーツ振興センターの設置法の改正を行い、アスリートからの相談と調査をするための機能を付加することの提言を行いたいと考えている」、また、「本日、第三者機関を設置するに際しては、様々な法的検討課題が浮き彫りになつたので、引き続き、日本スポーツ法学会からは積極的なご助言を頂きたい」旨の発言が行われ、終了した。

(境田正樹 記)



部活動の“体罰”問題ホットライン報告

＜経緯＞

当学会では、2月23日（土）午前10時～午後4時、大阪、名古屋、東京において、『部活動の“体罰”問題ホットライン』を開設し、会員の弁護士による電話相談を行いました。

3月9日の緊急シンポジウム「体罰を根絶するために運動部活動で体罰はどうして生じるのか」に先だって行ったもので、シンポジウムの打ち合わせの中で実施を決めたこともあり、時間が切迫した中、大阪の桂充弘理事、名古屋の酒井俊皓理事の協力により、大阪、名古屋、東京の三ヶ所で実施致しました。

＜集計結果＞

広報の期間が少なかったため、相談件数は総計30件でした。

相談内容の概要は、被害者本人の親からの相談が16件、本人からは2件でした。

体罰・暴力の相談が16件、パワーハラスメントが8件、セクシュアルハラスメントが2件でした。

スポーツの種別としては、野球と陸上が各6件、ソフトボールとサッカーが各2件で、学校の部活動中のものが20件ありました。その多くが監督からの暴力・暴言であり、全体の引き締めなのか、問題有りとした子どもを対象としたのか、理由は明確ではありませんでした。その他、指導方法や指導内容に問題があるという相談も目につきました。

その一方で、体罰などの厳しい指導により、強くなつたとして、保護者が暴力をふるう指導者を支持している。こども自身も、スポーツを続けたい、指導者に逆らうと大学等の進路に影響するなどと、泣き寝入りをしているとの相談であり、この問題の根深さ、深刻さが伺われ、継続的な取り組みの必要性を感じました。

また、遠征・合宿などに多額の金がかかる、指導者が集める金銭について使途が公開されていない、学校で行われた暴力問題のアンケート調査に関しても、学校側が内容を検閲し、問題がないと書かされたとの相談もありました。

尚、高校野球の審判から、試合中、ベンチで体罰が行われているのをよくみる、何とかならないかとの相談があったので、3月9日の緊急シンポジウムにおいて、西岡宏堂高野連審議委員長に尋ねたところ、現場で注意をするとともに、都道府県高野連を通じて日本高野連に報告してほしいとの回答でした。

（事務局長 白井久明）

緊急シンポジウム報告

日本スポーツ法学会主催シンポジウム「体罰を根絶するために 一高校の運動部活動においてなぜ体罰は生じるのか」が、平成25年3月9日（土）15時から早稲田大学9号館第一会議室で開催された。

初めに、当学会事務局長白井久明氏（弁護士）より、本シンポジウムの趣旨説明がなされた後、当学会監事鈴木知幸氏（順天堂大学客員教授）の司会進行により、シンポジウムが開始された。

シンポジストは、関根郁夫氏（公益財団法人全国高等学校体育連盟副会長）、西岡宏堂氏（公益財団法人日本高等学校野球連盟審議委員長）及び大熊慶洋氏（共同通信社大阪社会部次長）の3名であった。

まず、関根郁夫氏より、自らの経験を基に体罰は選手を萎縮させるだけであり、体罰を用いた指導は、指導者の指導力不足以外の何ものでないこと、体罰は指導者が自ら受けた体罰経験を繰り返していることにあると指摘した。指導者が自分のいうとおりにさせようとするから体罰が生じるのであり、科学的な指導方法を学び、生徒の自主性を育てる指導方法に変えていけば、体罰はなくなる旨述べた。

ついで、西岡宏堂氏も、指導者の体罰は、その指導者が受けてきた指導の繰り返しである旨述べた。体罰の問題を根の深いものにしている原因として、体罰により生徒の態度が良く変わるというある種の成功体験及び生徒本人やその両親が体罰を容認する傾向がある旨指摘した。（公財）日本高等学校野球連盟では、平成17年に体罰撲滅を宣言し、その後「甲子園塾」を開催し、指導者間の連携を図り、指導経験などを共有させるなどして、体罰問題に取り組んでいる。

大熊氏は、記者としての取材経験を基に、体罰が生じる原因を①部活動において指導者が絶対的存在であること、②体罰の繰り返しにより、子供たちが体罰を受容してしまうこと、③体罰は効果的な指導方法であるという認識、④勝利至上主義の4つを挙げた。今後は、特に、体罰が効果的な指導であるという認識を変えていく必要がある旨述べた。

各シンポジストのプレゼンテーションの後、会場よりさまざまな質問がなされ、テーマについて活発な議論が行われ、本シンポジウムは、盛況のうちに幕を閉じた。

（大橋卓夫 記）

**シンポジウム「スポーツにおける暴力
-『体罰問題』を考える」報告**

2013年3月20日（水）午後2時より、関西大学天六学舎において、日本スポーツ法学会と日本スポーツとジェンダー学会との共催で、「スポーツにおける暴力-『体罰問題』を考える」をテーマとするシンポジウムが開催された。

演者及びテーマは、山本徳郎氏（奈良女子大学名誉教授）『スポーツにおける暴力・体罰』とは何か』、西岡宏堂氏（公益財団法人日本高等学校野球連盟常務理事）『現場からの報告・高野連・甲子園塾の経験から』、伊賀興一氏（桜宮高校から体罰をなくし、改革を進める会前代表、弁護士「現場からの報告・桜宮高校の部活の現状と今後の改革について」）及び本学会会員の鈴木知幸氏「スポーツにおける暴力・体罰をどう防ぐか-法的・制度的しくみと現場での対策」であった。

山本氏は、スポーツにおける暴力・体罰問題は今に始まったことではなく、例えば、1965年には東京農大ワンダーフォーゲル部シゴキ事件が起きていたが、この間体育・スポーツ関係者は一体何をしてきたのだろうか、という問い合わせから始まり、スポーツと暴力、人間と暴力の関係等について論じられた。

西岡氏は、高野連が2008年から開催している「甲子園塾」という高校野球指導者の育成事業について、その取り組み内容について紹介された。体罰問題については、事前に受講者に対してレポート課題が出され、班別討議では自己の経験や対処方法などについて議論がされていて、高い評価を得ている旨が報告された。

伊賀氏は、桜宮高校から体罰をなくし、改革を進める会前代表という立場から、事件後のさまざまな動きや当該会の活動について取り上げられた。また、同校の生徒や保護者の当時の思いなどが紹介された。

鈴木氏は、元教員および元教育委員会職員の立場から、スポーツにおける暴力・体罰をめぐる指導現場でのさまざまな問題を指摘された。特に、部活動の在り方については制度そのものの歪みを主張され、スポーツ基本法に罰則規定を設けることや教員免許取得者の質的向上などを提案された。

フロアからは、各演者に対してさまざまな質問が寄せられ、活発な議論が展開された。

（森川貞夫・森浩寿 記）



**「スポーツ・学校部活動と体罰」
シンポジウム報告**

2013年4月20日（土）午後1時より、国士館大学梅ヶ丘キャンパスにおいて、日本教育法学会主催の「スポーツ・学校部活動と体罰」シンポジウムが開催された。本学会は協賛として加わった。

シンポは、近藤良享氏（中京大学）がスポーツ倫理の立場から、柴田一浩氏（流通経済大学）が学校部活動の立場から、森浩寿会員（大東文化大学）がスポーツ法の立場から、津田玄児氏（弁護士）が体罰に関する弁護活動から、それぞれ報告され、その後活発な議論が交わされた。

なお、日本教育法学会では、かつて行っていた体罰に関する研究活動を復活させ、今後、継続的に実施していくとのことであった。

以上

「アスリートの権利擁護とスポーツ団体のガバナンス」シンポジウム報告

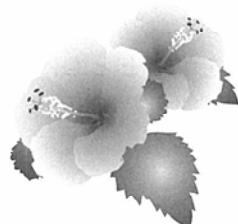
2013年5月23日（木）13時より、国立競技場大会議室において、「アスリートの権利擁護とスポーツ団体のガバナンス」に関するシンポジウムが本学会主催、独立行政法人日本スポーツ振興センター及びCheer! NIPPON 実行委員会の共催で開催された。内容は以下の通りである。

●基調講演「日本スポーツ振興センター法改正を受け、スポーツ団体に求められる役割」伊東卓（弁護士）

●パネルディスカッション

- ・馳浩氏（衆議院議員）、鈴木寛氏（参議院議員）、河野一郎氏（独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長）、古田敦也氏（プロ野球解説者）、溝口紀子氏（静岡文化芸術大）、杉浦久弘氏（文部科学省）、市原則之氏（公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事）、泉正文氏（公益財団法人日本体育協会常務理事）、浦川道太郎氏（本学会会長、早稲田大学）

以上



理事会議事要録

◆◆◆◆◆ 2013年度 第1回理事会 ◆◆◆◆◆

日 時：2013年3月9日午後1時から午後3時
 場 所：早稲田大学9号館5階第二会議室
 出席理事：浦川道太郎会長、竹之下義弘副会長、井上洋一副会長、白井久明事務局長、笠井修、崔光日、佐藤千春、菅原哲朗、望月浩一郎、森川貞夫、森浩寿、山崎卓也
 委任状提出：酒井俊皓、中村祐司、吉田勝光
 出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

【報告事項】

1. 日本スポーツ法学会理事会声明

白井事務局長より、桜宮高校の問題及び全柔連女子日本代表監督の問題が相次いで生じていることから、2013年2月14日、スポーツと暴力に関し、当学会としての緊急アピール「スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するため」を公表した旨報告がなされた。

急を要したため、いくつかの問題が十分議論できていない点があるが、引き続き議論し、本年の大会で最終的なアピールを公表できるよう目指すことが確認された。

2. アスリートの尊厳を守るためのシンポジウム

白井事務局長より、2013年2月19日に、当学会主催による「アスリートの尊厳を守るためのシンポジウム」が開催された旨及び概要が報告された。

3. 部活動の“体罰”問題ホットライン

白井事務局長より、2013年2月23日午前10時～午後4時に「部活動の体罰問題ホットライン」が東京・大阪・名古屋で実施された旨、配布資料にて相談件数等が説明された。東京会場における相談がほとんどなかつたのは、開催日当日にテレビ取材が入らなかつたため（テレビ取材は1週間前になされた）であるとの総括がなされ、当学会におけるマスコミ対策の必要性が確認された。

4. 緊急シンポジウム

白井事務局長より、本日、当学会及び第二東京弁護士会スポーツ法政策研究会との共催でシンポジウム「体罰を根絶するために—高校の運動部活動においてなぜ体罰は生じるのか」が開催される旨報告された。

5. シンポジウム「スポーツにおける暴力を考える」

白井事務局長より、2013年3月20日（水）関西大学

天六学舎にて、当学会とジェンダー学会との共催によるシンポジウム「スポーツにおける暴力を考える」が開催される旨報告された。

【審議事項】

1. 入会について

白井事務局長より、下記6名より入会の申込みがあった旨報告があり、審査の結果、全員の入会が承認された。

- ・栗井 勇貴（弁護士・第二東京弁護士会）
- ・松岡太一郎（弁護士・第一東京弁護士会）
- ・添田 樹一（弁護士・横浜弁護士会）
- ・山本 達夫（弁護士・埼玉弁護士会）
- ・斎藤 真弘（弁護士・東京弁護士会）
- ・長谷川 健（弁護士・東京弁護士会）

2. 2012年度決算について

白井事務局長より、資料にもとづき2012年度の決算が確定した旨説明がなされ、審議の結果、承認された。

なお、白井事務局長より、次の事項について説明がなされた。

- ・2012年度決算の確定が遅れた原因は、出版社の都合で年報製作費の確定が遅れたためである。
- ・会費納入率は、多少支払の遅れはあるが、良くなっている。

3. 夏季合同研究会について

白井事務局長より、当初予定した企画（アメリカのスポーツ法の学者の講演）の本年度実現は難しい旨が報告され、検討した結果、以下の通り夏季合同研究会の骨子が決まった。

開催日：7月27日（土）

会 場：同志社大学

テーマ：体罰（暴力）問題

- ・この問題を継続して議論し、年末の大会でまとめを行う
- ・井上副会長、川井理事及び桂理事を中心に具体的なテーマを絞り込む（例えば、体罰問題の比較的研究など）

4. 第21回学会大会の開催について

白井事務局長より、本年12月に開催される第21回学会大会のテーマを検討したい旨諮ったところ、基本的なテーマとして体罰（暴力問題）の総括をテーマとすることで異議なく承認された。テーマを具体化すべきとの意見があり、次回理事会までに具体的なテーマを検討することとなった。ことで異議なく承認された。テーマを具体化すべきとの意見があり、次回理事会までに具体的なテーマを検討することとなった。

5. 年報について

白井事務局長より、齋藤理事より年報編集委員に佐藤理事及び笠井理事の2名を追加したいとする要望について説明がなされ、異議なく承認された。

6. 会報について

森理事より、会報の構成について説明がなされ、これまでに開催された大会・シンポジウム関係を掲載する予定（学会大会は武田事務局員がまとめ、2月19日のシンポジウムは境田会員のレポートを掲載、2月23日開催のホットラインは本日配布のまとめ資料を掲載、3月9日開催のシンポジウムは白井事務局長がまとめの予定）との報告がなされた。

7. アジアスポーツ法学会について

浦川会長より、本年はアジアスポーツ法学会が北京で開催される予定であるが、詳細は未定である旨、韓国のスポーツ＆エンターテイメント法学会の崔会長が来日した際に確認する旨が報告された。

◆◆◆◆◆ 2013年度 第2回理事会 ◆◆◆◆◆

日 時：2013年5月11日 午後1時から午後3時

場 所：早稲田大学9号館5階 第二会議室

出席理事：浦川道太郎会長、竹之下義弘副会長、井上洋一副会長、白井久明事務局長、酒井俊皓、菅原哲朗、中村祐司、望月浩一郎、森浩寿、山崎卓也、吉田勝光

委任状提出：桂充弘、川井圭司、崔光日、齋藤健司、佐藤千春、辻口信良、道垣内正人、森川貞夫

出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

【報告事項】

白井事務局長より、下記の事項について報告・説明がされた。

- (1)シンポジウム「スポーツにおける暴力—『体罰問題』を考える」（日本スポーツとジェンダー学会との共催）2013年3月20日（水）関西大学天六学舎
- (2)協賛シンポジウム「スポーツ・学校部活動と体罰」（日本教育法学会主催）2013年4月20日（土）国士館大学
- (3)後援「日本スポーツ仲裁機構設立10周年記念シンポジウム」2013年6月19日（水）東京ドームホテル「シンシア」

【審議事項】

1. 入退会について

- (1)以下の入会申込者の入会が承認した。
・宮田 義晃（弁護士・第二東京弁護士会）

- ・大作 晃弘（弁護士・第二東京弁護士会）
- ・吉田さゆり（半蔵門総合法律事務所事務局）
- ・石原 遥平（弁護士・第一東京弁護士会）
- ・天野 仁（弁護士・東京弁護士会）
- ・竹下 洋史（弁護士・東京弁護士会）
- ・棚村 政行（早稲田大学法学学術院教授）
- ・山内 貴博（弁護士・第一東京弁護士会）
- ・熊谷 耗（エイデル研究所）
- ・藤井 幹雄（弁護士・和歌山弁護士会）
- ・野口 明（弁護士・横浜弁護士会）

(2)退会者

内規に基づく、会費の他年度未納者について、本人に意思を確認した上で処理をすること旨が確認された。2013年5月11日現在の会員数は337名である。

(3)浦川会長から、特に若い学者会員の入会促進の呼びかけを行ってほしいとの提案があった。

2. 第21回学会大会の開催について

白井事務局長から、今年の学会大会は、体罰・暴力問題をまとめとして取り上げることになるかと思うが、何に重点的にすべきかを議論するべきでは、との意見があった。

菅原理事からの、「スポーツにおける第三者委員会」を焦点にして、「役割と課題」を考えたらどうだろうかと提案があり、菅原理事を中心として、具体的な内容を検討することが承認された。

3. 夏期研究会の開催について

白井事務局長より、井上理事からの報告内容が説明された。

日 時：2013年7月27日（土）

13時30分～16時00分

会 場：同志社大学新町キャンパス

（臨光館：R201）

テーマ：「スポーツ（指導）における暴力をめぐる課題—各国の状況とその対策」（仮）

演 著：辻口信良・日本

川井圭司・アメリカ

森 浩寿・オーストラリア

森 克己・イギリス

司 会：桂 充弘理事、井上洋一理事

出席者から、現場は指導方法を欲している。指導方法を提言していくべきでは、との意見や、法と制度の問題を提起すべき、各団体がどのような取り組みを行っているのかを取り上げるべきといった意見が上がり、これらを踏まえ、井上理事、川井理事を中心として、内容を最終決定することが確認された。

4. 年報の編集・出版について

白井事務局長から、エイデルに依頼することに関し、斎藤理事、入澤先生及び白井との間でなされた協議内容及びエイデルから提出された20号の発行スケジュール及び見積もりの説明があった。

次期年報の出版については、エイデルで継続することが承認された。

5. 会報について

森理事から、第41号の企画案が説明され、承認された。

6. 次期三役体制について

内規にもとづき、現三役及び各部会長で原案作り、理事会に諮ることが、承認された。

7. アジアスポーツ法学会について

浦川会長から、近時の経緯について説明がなされ、9月に中国での開催が報告された。

アジアスポーツ法学会の理事は出席すべきである、との意見があり、浦川会長、菅原理事、望月理事及び山崎理事が出席することが承認された。

なお、韓国スポーツ法国際会議（10月）の出席については、浦川会長、斎藤理事にて調整を行うことが確認された。

8. その他

(1)シンポジウムの主催が承認された。

日 時：2013年5月23日（木）13時～

会 場：国立競技場会議室

テーマ：「スポーツにおける権利利益の保護とスポーツ団体のガバナンス（仮）～JSC改正法を受けて」

(2)季刊教育法臨時増刊号「スポーツ部活動－その問題点と課題」（仮称）企画について

入澤会員から企画内容の説明がなされた。浦川会長より、理事会編集ではなく、入澤会員が編集委員会の原案を作成し、理事会に提案することが確認された。



夏期合同研究会のご案内

◆日 時：2013年7月27日（土）13時30分～16時00分

◆会 場：同志社大学新町キャンパス（臨光館（R）201）

<<http://www.doshisha.ac.jp/information/campus/access/shinmachi.html>>

◆テーマ：「スポーツ指導における暴力をめぐる
課題－各国の状況とその対策」

◆司 会：桂充弘（弁護士）、井上洋一（奈良女子大学）

◆シンポジスト：川井圭司（同志社大学）
アメリカについて
森浩 寿（大東文化大学）
オーストラリアについて
森 克己（鹿屋体育大学）
イギリスについて
辻口信良（弁護士）

日本について

各国の歴史的背景、具体的事例、法規・規定、問題処理のシステムや対策等を比較的視点から検討する。

基本的には、スポーツ指導等の場面で生じる暴力行為などを中心に扱うこととする。

◆意見交換会：17：00～

会場：継志館地階教職員ラウンジ

第21回大会告知

日本スポーツ法学会第21回大会を下記の日程で予定しております。詳細については、確定次第学会HPへ掲載致しますので、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

—記—

■日 時：2013年12月21日（土）
9：00～17：00

■会 場：早稲田大学早稲田キャンパス

■テーマ：スポーツにおける体罰・
暴力問題（仮）

緊急アピール：スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために

2013(平成25)年2月14日 日本スポーツ法学会理事会

高校運動部活動での指導者の暴力に抗議して、自ら命を絶った痛ましい事件が起こりました。お亡くなりになった生徒さんに対して、心からご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご遺族の方々に哀悼の意を表します。

1. 暴力・人権侵害行為との決別

私たちはスポーツにかかわる一員として、高校運動部での暴力事件及び競技団体での暴力行為など噴出する一連の事件に大きな憤りを感じています。これらの暴力は、人の生命を奪うこともあり、人の尊厳を踏みにじる、あってはならない行為であり、永年にわたって努力を重ねてきたスポーツを愛する多くの人々の思いを踏みにじるものもあるからです。

人権侵害となる行為には、身体的な暴力だけでなく、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ことばの暴力などの行為も含んでいます。これらの行為は複合的に生じやすく、悪しき麻痺感覚となり、そして、その多くは一方的な権力関係にあり相手の反論を許さない状況で生じています。つまり、暴力等の行為は、いじめが弱い者に向かってゆく構造と同じでもっとも卑劣な行為です。

また、スポーツの結果のみにこだわる誤った指導によって生じた事柄は、まぎれもなく暴力・人権侵害行為であり、体罰というものではありません。体罰とは、学校教育や親の懲戒行為との関係で使用される用語であり、スポーツにおいて、指導者に懲戒権はありません。

暴力から育つものは大きな憎しみでしかありません。アメリカでも、そのスポーツ指導者の後進性が批判されたのは1970年代です。その後の国際的なトップスポーツ界では、暴力により強くなるなどと考える時代はとっくの昔に過ぎ去っています。一連の暴力問題は、現在の世界基準では認められるはずではなく、即刻、解雇理由、処罰対象となります。

これまでも日本スポーツ法学会は、「人の支配から法の支配へ」ということを主張してきましたが、今回のケースは直接的な人の支配を表した典型例で、このような暴力・人権侵害行為は、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。スポーツ指導の大切な柱の一つは、スポーツをする者が自立・自律した人間として成長するのを後押しすることです。暴力より生まれる成長など絶対にありません。

2. 良きガバナンスとコンプライアンス（法令遵守）

2011年に成立したスポーツ基本法は、前文において、スポーツを世界共通の人類の文化と認識し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとしたうえで、第2条の8で「スポーツは、スポーツを行なう者に対し、不当に差別的取り扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨とし、・・・」

と適切な対応を求めていました。もちろん、学校教育においても、学校教育法11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と懲戒行為であっても明確に身体的な暴力を否定しています。

さらに、暴力性の排除から出発した近代スポーツは進歩し、今日のオリンピック憲章では、国際オリンピック委員会IOCの使命と役割の第1に、「スポーツにおける倫理の振興、及び優れた統治およびスポーツを通じた青少年の教育を奨励、支援するとともに、スポーツにおいてフェアプレーの精神が隅々まで広まり、暴力が閉め出されるべく努力すること。」として、非暴力の精神を明確に掲げています。このような非暴力や非差別そしてフェアプレーの精神こそが世界共通の人類の文化を支えているのです。

これらの精神に立ち返り、スポーツ団体及びすべてのスポーツ関係者が法令を遵守すること、そして、児童・生徒、アスリートなどすべてのスポーツに関わる人の尊厳を守るために、いまこそ、変革の時と自覚し、暴力・人権侵害行為の根絶に立ちあがらなければなりません。

3. 提言

このような課題に対しては、緊急を要するものと一方では時間をかけて議論し、設計してゆくべきものがあります。スポーツにかかわる人権侵害を根絶するためには、まず各スポーツ組織・団体からの暴力・人権侵害行為の排除宣言と相談窓口の設置が急務です。また、主体をどこにおくか、プライバシーへの配慮やその権限など様々な論点もありますが、調査等の第三者機関の具体的創設も急がれます。さらに、倫理綱領の策定、スポーツ基本法の改正や今後の個別立法そして背後にある構造的問題の解明と改善には丁寧な議論が必要でしょう。

これらを踏まえ、日本スポーツ法学会は以下の提言をいたします。

- (1) スポーツにかかわる一切の組織・団体は暴力・人権侵害を排除する宣言をする。
- (2) スポーツ団体等のガバナンスの強化と関係者の法令遵守を徹底する。
- (3) スポーツをする児童・生徒とアスリート等を守るために救済を求める者が相談できる窓口を設置する。
- (4) 公正中立な調査機関として第三者機関を創設する。
- (5) 倫理綱領の策定及びスポーツ基本法に暴力の排除等の条項を追加修正する。
- (6) 指導方法及び指導者養成システムを確立する。

いままさに、21世紀の日本のスポーツの方向性を追求するときを迎えています。一部でも暴力等を認める余地のある主張には私たちは組みすることはできません。

今後も日本スポーツ法学会として、スポーツにかかわる暴力・人権侵害につながる行為の根絶に向けて訴えてまいります。